

平成29年3月28日（火）

第3回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 平成29年3月28日(火) 午後2時00分
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員 教育長 倉部 俊治 委 員 豊島 秀範
 委 員 長谷川浩子 委 員 足立 俊弘
 委 員 蒲田 知子
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員
- | | | |
|----------------------------|-------|------------------|
| 教育総務部長 | | 小島茂明 |
| 生涯学習部長 | | 小林信治 |
| 教育総務部次長兼総務課長 | | 増田謙二 |
| 生涯学習部次長兼生涯学習センター長兼生涯学習課長 | | 吉成正明 |
| 学校教育課長 | | 吉川廣一 |
| 文化・スポーツ課長兼白樺文学館長兼杉村楚人冠記念館長 | | 鈴木 肇 |
| 指導課長 | 大島慎一 | 鳥の博物館長 斉藤安行 |
| 図書館長 | 今井政良 | 教育研究所長 水戸勝英 |
| 生涯学習課主幹兼公民館長 | | 少年センター長 羽場秀樹 |
| | 丸山正晃 | 文化・スポーツ課主幹 小林由紀夫 |
| 図書館長補佐 | 穂村喜代子 | 教育総務課長補佐 森田康宏 |
6. 欠席事務局職員 な し

午後 2 時 0 0 分開会

○倉部教育長 ただいまから平成 29 年第 3 回定例教育委員会を開会いたします。

これより会議を始めますが、教育委員並びに事務局職員に申し上げます。我孫子市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、会議で発言する場合は挙手をし、私が指名してから発言をお願いします。また、会議を円滑に進めるため、発言は一問一答をお願いします。

○倉部教育長 これより議案等の審査に入る前にお諮りいたします。

本日の日程第 4、議案 6 号、我孫子市教育委員会人事異動については、人事に関する案件であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きの規定に基づき非公開で審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 御異議ないものと認めます。よって、議案第 6 号の審査は非公開といたします。このことから、日程第 3、諸報告の審議終了後、関係者以外の職員の退席をいただき審議を行います。

会議録署名委員指名

○倉部教育長 日程第 1、我孫子市教育委員会会議規則第 31 条の規定により、会議録署名委員を指名します。蒲田委員をお願いします。

議案第 1 号

○倉部教育長 日程第 2、議案の審査を行います。

議案第 1 号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定

について、事務局から説明をお願いします。

○増田総務課長 それでは1ページをごらんください。議案第1号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてです。

提案理由ですが、教育委員会の職制に新たに主任文化財主事を位置づけるため、提案するものです。

2ページをごらんください。平成29年度の職員採用において、文化財の取り扱いに関する専門職を文化財主事として採用することに伴い、市長部局では我孫子市職員の職の設置に関する規則に「主任文化財主事」及び「文化財主事」を位置づける改正を行います。これに伴いまして、教育委員会におきましても、我孫子市教育委員会行政組織規則に同様の改正を行う必要がありますが、文化財主事につきましては既に第19条に位置づけられていることから、「主任文化財主事」についてのみ位置づけるものです。

最後に附則です。この規則は平成29年4月1日から施行します。説明は以上です。

○倉部教育長 以上で説明が終わりました。議案第1号について質疑があればこれを許します。いかがでしょうか。

○豊島委員 これは人数がふえたということになるのですか。

○増田総務課長 これまで専門職としての文化財主事というものを採用しておりませんでした。ただ、文化財の担当には事務職職員がおりますので、事務職の任命とあわせて文化財主事ということで任命はされていきました。今回新たに専門職として1名採用するということになります。

○豊島委員 わかりました。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 質疑がないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 これより採決いたします。

議案第1号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

議案第2号及び議案第3号議案

○倉部教育長 次に議案第2号、我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第3号、我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を改正する規則の制定について、以上2議案は総務課所管の関連議案ですので、一括審議いたします。

なお、表決につきましては議案ごとに行います。2議案について、事務局から説明をお願いします。

○増田総務課長 議案第2号及び議案第3号は、職員の休暇制度などに関する改正で、市長部局の改正と同様の改正となっております。

それでは3ページをごらんください。議案第2号、我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてです。

提案理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業及び部分休業の対象となる子の範囲の拡大、介護時間の新設その他所要の改正をするため提案するものです。

今回の法律の改正は、平成29年1月1日の施行となりましたが、育児や介

護をしながら働く方が育児休業や介護休業を取得しやすくするよう改正が行われたもので、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しや介護のための新たな休暇制度が設けられましたので、関係規則の整備を行います。

それでは4ページをごらんください。4ページからの第2条、5ページからの第3条の改正は文言の整理となります。

6ページ下段の第3条の2は、育児を行う職員の早出遅出勤務の対象となる子の範囲の見直しです。養子縁組希望があるが実の親の同意が得られない養育里親に委託されている子、これは法律上の親子関係にない子、この子も対象とするものです。

7ページの第3条の4第4号、それから9ページの第3条の8第5号、11ページの第3条の12第4号は、早出遅出勤務、深夜勤務制限、時間外勤務制限のそれぞれの請求が出された後に、特別養子縁組の不成立または里親委託が解除された場合は、それぞれの請求はなかったものとするものです。

13ページをごらんください。第7条第1項は、介護休暇における要介護者の見直しを行うものです。

14ページ、第7条の第2項は、要介護者の日常生活を営むのに支障がある期間を2週間以上の期間とします。第4項は、承認を受けて介護休業を取得した者が同じ日に別の要介護者の介護時間を併用する場合は合わせて4時間までとします。第7条の2は、新設された介護時間の取得時間です。介護時間は要介護者を介護するため、3年の期間内において1日のうち一部につき、勤務しないことができる休暇です。この介護時間は30分単位として、1日2時間まで取得することができますが、育児休業法の部分休業と併用する場合は合わせて2時間までとします。

17ページをごらんください。別表の改正は、親の範囲の改正です。養子縁組はされていないが、養子縁組の希望があり、実際に子の面倒を見ている親も

含むものとしします。

19ページは、祖父母、孫、兄弟、姉妹の同居要件を解除するものです。

20ページは、14ページの第7条第1項第2号で、事実上婚姻関係と同様の状態にある者を含む別表において同じとしたことから、同様の規定を削除するものです。

22ページ、23ページは、条文の改正に合わせて様式の改正を行うものです。ただいま御説明した部分以外の改正は、条項の追加等に伴う条項番号のずれや文言の整理など条文を整理するものです。

次に25ページをごらんください。議案第3号、我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を改正する規則の制定についてです。提案理由ですが、介護休暇の対象者のうち、祖父母等に係る同居要件を改めるとともに条文を整備するため提案するものです。

27ページの改正は、文言の整理となっています。

28ページ、29ページの改正は、嘱託職員の介護休暇の対象者について、常勤の職員と同様に祖父母、孫、兄弟、姉妹の同居要件を解除するものです。

議案第2号及び議案第3号いずれの規則も施行日を平成29年4月1日とします。説明は以上です。

○倉部教育長 以上で説明が終わりました。議案第2号及び議案第3号について、一括して質疑を許します。

○豊島委員 議案第2号のほうの、これすごく細かくて、読んだのですけれども十分にはわからないところもあるのですが、これは29年1月1日に施行された法律によって、必然的に変えなければならないところの変更なのでしょうか。それとも我孫子市だけで特別に配慮したというところはあるのでしょうか。

○増田総務課長 今回の改正は法律の改正に伴うものということで、最初にも申し上げましたとおり、子の範囲の見直し、それから新たに介護時間というも

のが法律で定められたということで、それに伴った改正となっております。

○豊島委員 ありがとうございます。14ページの「介護時間の単位は、30分とする。」、それから両方合わせて2時間という、これも法律上の中に含まれている項目なのですか。

○増田総務課長 そうです。2時間を上限とするということで、法律に定められております。

○豊島委員 「介護時間の単位は、30分とする。」という、30分刻みのほうがとりやすいというか、細かいほうが便利な場合があるのでいいと思いますけれども、これもやっぱりそういう指定だったのですか。

○増田総務課長 具体的な法律の中身が今ちょっと資料がないものですから、確認をして後ほどお伝えしたいと思います。

○倉部教育長 それはすぐ確認をとれますか。

○増田総務課長 とれます。

○倉部教育長 では大至急確認をとってください。

○豊島委員 大して大きな問題ではないから、余りお手数をおかけしたくはないのですが、30分刻みでということ、そこは我孫子市の配慮だといふのであれば余計いいなと思っていたのです。そういうことで、わかりました。その件は了解です。お願いします。

○倉部教育長 この審査の間に確認をとれますか。今離席して確認をとっていただけますか。そのほうが間違いがないので。

暫時休憩します。

午後2時15分休憩

午後2時20分再開

○倉部教育長 それでは再開します。

議案第2号及び議案第3号に対する審議を保留いたします。

議案第4号

○倉部教育長 次に議案第4号、我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、事務局の説明を求めます。

○吉川学校教育課長 お願いいたします。議案第4号、我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてです。

提案理由は、我孫子市立学校の休業日について、現行の休業日に加えて教育委員会が必要と認める日を休業日とすることができるよう、提案するものです。

31ページをご覧ください。こちらに示させていただいたとおり、改正後「(7) その他、教育委員会が必要と認める日」を休業日とできる一文を加えます。現在は、学年始め休業が4月1日から4月4日までと定められております。そのため、これまでは4月5日が月曜日から金曜日であれば小中学校の始業式というような日ということになっておりました。

お手元の資料、4月のカレンダーの曜日が並んでいるものをご覧ください。平成29年につきましては4月1日が土曜日となっております。4月5日(水曜日)に始業式を行いますと、勤務を要する日が2日間となります。この場合、勤務を要する日を使って新年度準備を行うということになりますので、2日間で新年度の準備を行わなければならないというようなことになります。

4月の始業式につきましては、新年度をスタートする大切な節目ということもございますし、また近年、若年層教員も増えていきます。また新規採用や他の学校からの異動教職員もおりますので、新年度準備を行う時間を確保するという意味合いから、この改正を行いたいと考えたものでございます。この改正によりまして、曜日の並びに合わせて休業日を設けて新年度準備を行う時間を確保し、小中学校の始業式を迎えることができるということに

なります。

平成29年度は4月5日を休業日といたしまして、3日間の新年度準備の時間を確保して、4月6日に始業式が行えるようになるということで、今回の提案をいたしております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○倉部教育長 以上で説明が終わりました。議案第4号について、質疑があればこれを許します。いかがでしょうか。

○豊島委員 (1)から(6)までの項目は略されているのですけれども、(1)から(6)までの中で、従来も教育委員会にとって必要だというふうな、そういうふうなことと関連するような項目というのは、6項目もあって、なかったということなのですか。

○吉川学校教育課長 (1)から(6)まで省略してしまい、申しわけございません。それぞれの休業日が示されております。

例えば(1)では、学年始め休業日4月1日から4月4日まで。(2)では、夏季休業日7月21日から8月31日まで。(3)が冬季休業、(4)学年末休業日というふうに日にちが示されています。それから(5)につきましては、県民の日を定める条例ということで、県民の日が休業日ですよということで示しております。(6)につきましては臨時休業日ということで、学年を通じて7日以内で校長があらかじめ教育委員会の承認を得て定める日というふうになっております。この6項目の中では教育委員会が、これ以外に事務事業日と定める日ということが示されていなかったもので、今回一文を加えさせていただきました。

○倉部教育長 ほかに御質疑はありますでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 質疑がないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 これより採決いたします。

議案第4号、我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第4号は可決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時25分再開

○倉部教育長 再開します。

議案第2号及び議案第3号に対する審査を再開いたします。

○増田総務課長 大変申しわけございませんでした。地方公務員の人事に関する規則に関しましては、国家公務員の人事院規則に準じてやっております。今回、国家公務員の人事院規則が30分単位で2時間とする改正が行われましたので、それに準じた改正となっております。

○倉部教育長 ありがとうございます。今の説明でよろしいでしょうか。

○豊島委員 ありがとうございます。

○倉部教育長 ほかに議案第2号及び議案第3号について、質疑はありますでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 これより2議案について採決いたします。

初めに議案第2号、我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手をお

願います。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第2号は可決されました。

○倉部教育長 続きまして、議案第3号、我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第3号は可決されました。

議案第5号

○倉部教育長 次に議案第5号、我孫子市社会教育指導員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○丸山公民館長 御説明をさせていただきます。

32ページになります。まず我孫子市社会教育指導員を次のとおり委嘱するというので、隣のページに候補者名簿が書いてあります。後ほど説明いたします。

提案理由でございますが、社会教育指導員の任期満了に伴い、我孫子市社会教育指導員設置に関する条例第4条第1項の規定に基づき、委嘱するため提案するものです。

名簿をごらんいただけますでしょうか。委嘱期間が平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。委嘱の年月日、平成29年4月1日。委嘱人数は9名となります。名簿は、以下1番から9番の者となっております。

備考欄のところに「再任」または「新任」となっております。こちらを説明させていただきます。現行で委嘱されている人数は9人でございます。しかしながら、今回4月を迎えるに当たり、再任を希望しない者が3名出ました。そ

のため3人の新任を確保するということになりまして、まず公募ということと、あとは推選という形で、具体的には校長会のほうの推選を1名いただきました。そして、公募の者が2名という形で新たに3名を迎えて、この9名体制になるように委嘱をお願いしたいと思います。以上でございます。

○倉部教育長 以上で説明が終わりました。

議案第5号について質疑があれば許します。よろしいでしょうか。

○豊島委員 7番目の委員の方ですが、特に問題はないと思いますけれども、我孫子市の社会教育指導員が、住んでいるところが印西という住所の点では特に問題はないのですか。

○丸山公民館長 こちらは市内の方ではないと委嘱できないとはなっておりませんので、志のある方については——こちらの方は先ほど言いました校長会の推選の1名の方ということで、推選をいただき候補として挙げさせていただきました。今、お住まいにつきましては、こちらは市内限定ということはございませんでしたので、強い志をいただいている方について、私どものほうでお願いをしたいと考えております。

○豊島委員 別に、どこに住んでいるかということで、それほど気にはしないのですけれども。一応、我孫子市の社会教育指導員なものですから、我孫子に住んでいるほうがいいだろうなと思うわけで、実際に3名の新任の方が——3名だったからよかったのでしょうけれども、もっとたくさん出た場合にはどうするのかなとか、その辺の審査基準みたいなものがないと、複数出た場合には困るのではないかなというところも、ふと頭に浮かびました。3名ということでどんぴしゃだから、よかったのかなというふうに率直に思っているのです。

○丸山公民館長 結果として3名という形でありまして、応募者は公募の中も複数名おりました。公募の方が5名いまして、その中で1次審査、2次審査をして2名を決めさせていただきました。順番としては校長会の推選の方をまず

1名を調整して決めるようにいたしました。

○豊島委員 結果的には、それでオーケーです。ただ、私らはそのプロセスは知りませんし、そこのところはわかりませんから、3名以上出た場合にどうするのかなどというふうには、人を採用する場合に、必ずその採用の基準だとかいろいろあって、物によってはもめるんです。ですから、そこところがこういう場合には気になるものですから申し上げました。そこはいろいろ話し合いになって選ばれたのですからいいと思います。承知しました。

○倉部教育長 よろしいでしょうか。

補足させていただきますと、校長会からの推選であっても、面接試験を受けて、複数の方に確認をした上で選抜されていると聞いておりますので、その点については大丈夫かと思えます。

ほかに質疑はありますでしょうか。——よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 質疑がないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 これより採決いたします。

議案第5号、我孫子市社会教育指導員の委嘱について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第5号は可決されました。

諸 報 告

○倉部教育長 日程第3、諸報告を議題といたします。

事前に配付された事務報告、事務進行予定資料等に補足する説明や追加する事項があれば、これをお願いします。

○吉川学校教育課長 お願いいたします。皆様も報道等で御承知おきのことと存じますけれども、3月26日朝早く我孫子市の水田の中にある排水路脇で24日に行方不明となっていた松戸市内小学校3年生の女児が死亡しているのが見つかったという事件の我孫子市の小中学校の対応について御説明をさせていただきたいと思えます。

資料をごらんください。まずA4の両面印刷のものです。一番上に千葉県教育委員会内藤教育長より注意喚起の指示が出ましたという資料を説明いたします。

こちらにつきましては、3月26日、午後5時半ごろに東葛飾教育事務所の管理課長より、県の内藤教育長より各学校へ注意喚起の指示を出してくれという依頼があったので、よろしくお願ひしたいというようなことでもございました。そこで、以下の例文をつくりまして、「明日、27日の朝一番で各学校の連絡メールを使って各家庭へメール配信、注意喚起を行ってほしい。」というようなことで、校長会メールを通じて各校長先生方にお願ひしたところでございます。それに合わせて、我孫子警察からも下半分のようなメールがまいりましたので、こちら情報提供ということで各校長先生方には連絡しました。この動きの前に、26日の午前11時ぐらいに報道が初めてあった際、市の教育委員会の幹部及び校長会長と電話連絡等を取りまして、我孫子の中での行方不明者の確認であるとか、また今後の情報収集の行い方を協議しました。ということで、この前に一度報道の事案、まだ松戸市内の小学生というのがはっきりはしていなかったのですけれども、各学校で行方不明者はいないかというようなことで、1回同じような内容の注意喚起、また情報共有、情報提供のメールを流させていただきました。

そして、日が明けて、松戸市内の小学生3年生ですというような報道が具体的になった中で、では今後どうしましょうかというようなことで、裏面になり

ますけれども、子供たちを集めなくてはならないというような行事が1つ、職員
の異動に関する各学校での辞校式がございまして、まず第一は子供たちの安
全確保が最優先だろうというようなことで、どのようなことを実施すれば辞校
式実施に向けての対応ができるかということで、こちらの文書を27日の朝一
で注意喚起として、お昼前に各学校の校長先生宛てに「お願い」という形で文
書を配布したところでございます。各小学校、中学校におきましては、職員が
それぞれ通学経路になっている道路へ出て、子供を出迎えるような形で安全指
導を行う。また、保護者や地域の方にも学校のほうから協力依頼を求め、見守
りをしていただくというようなことを、まずしっかりと行っていただくことにな
ります。あわせて、「欠席をいたします」ということで、しっかりと保護者
から連絡をいただいて、家を出たけれども学校に到着していない、欠席なのか、
遅刻なのかがはっきりしないということがないように、「欠席の情報の把握を
しっかりお願いします」というようなことで、児童生徒の所在の把握をしまし
てくださいますということなど、2点お願いしました。

なお、参考といたしまして、東葛の我孫子市以外の5市の取り組みにつきま
しては、教育事務所から情報をいただきましたので、そのような内容になって
おります。

あと、これ以外にも、あびっ子クラブですとか学童などで、子供たちは学校
に来ております。それにつきましては担当課のほうで、長期休業中でもあるの
で、保護者の皆様には、できる限りあびっ子クラブや学童のほうへの入退出時
に同行をお願いして、安全対策の協力を呼びかけております。また、我孫子警
察のほうでも、この辞校式の実施に関連してパトロールの強化をしてくださる
というようなことで、各学校の辞校式の開始時間ですとか、子供の登校の時間、
また下校の時間をそれぞれ19校把握いたしまして、この情報を我孫子警察署
のほうへお出しして、その時間を中心にパトロールを強化していただく。また、

あわせて我孫子市の各学校の通学経路となっている主な道についても、担当のほうで地図の中に学校ごとに示しまして、そちらも我孫子警察のほうに提供するというようなことで、まず辞校式の安全確保というように今対応をしているところです。

また、今後この解決が長引いた場合につきましては、始業式等もございまして、引き続きこのあたりの対応をさらに検討して、強化というように今対応をしていきたいと考えておりますので、また何かよい取り組み等ありましたら教えていただければと思います。以上でございます。

○倉部教育長 ありがとうございます。

ただいまの報告について何か御意見等がありましたら。

○足立委員 私も、この犠牲になったお子さんと同じ学年の子供がいるので、大変悲しいというのと怒りと一緒になったような気持ちでこの事件の報道を聞いていたのですけれども、辞校式というのは子供たちにとっても大切な行事だと思いますので、このような注意喚起をしながら実施するということで、十分な注意をいただいているということで感謝したいと思います。

それからお願いですけれども、今、春休みに入っておりますけれども、始業式を迎えますと、この事件はどんなふうに移っていかちよっとわかりませんが、今の時点では解決していませんし、始業式が始まって入学式が始まりますと今度1年生が入ってきて、登下校にまだなれていない子供たちが学校に通うということで、引き続き学校のほうでも注意しながら見守っていただきたいなと思います。意見というか、お願いします。

○吉川学校教育課長 ありがとうございます。あわせまして、新入生の登下校、恐らく各学校でも保護者の方に途中まで送っていただいて、途中から職員が学校まで連れてくるとか、そういうような取り組みも学校それぞれ工夫してやっていようかと思います。また、下校時には方面別に集めて保護者が出迎えにき

てくださっているところまで教員が送って行って、引き渡すなど、見守りながら保護者と一緒に帰っていくというようなこともやっておりますので、安全対策の確保、そのようなことの継続、強化というようなことで学校のほうにも指示を出していきたいと思えます。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。

○豊島委員 私が住んでいるところは湖北小学校、湖北中学校の学区なのですが、私はみどり台というところなものですから、つつじ荘を上がってすぐ上のところですから、あそこから湖北小学校へ、前は中学校がそこにあっただけなのですが、そこまでというのは小学生が歩くのは相当な距離なのですよね。その間で朝、父兄が当番で出て、十字路だとか、そういうところには立って旗を振るのですけれども、でも全部はとてでもないけれども行けないわけですよね。また、我々自治会の者が、月に1回か2回ですけれども、子供たちが帰る3時ごろにパトロールをするのです。そういうことをしながらやっているのですけれども、とてでもないけれども全部なんかカバーできないし、学校の先生方にやれと言ったって、そんな無理なことなんか実際できないわけです。これは後でまたお話を伺おうと思っていたのですけれども、娘が嫁いでいるところの学区が松戸の六実の第三小学校で、この事故があったのは第二小学校で隣の学区なのですけれども、騒ぎが大変だったみたいです。それはそれとして、不審者情報、これは具体的には申し上げませんが、我々のほうでも声かけとか不審な行為だとかいろいろなことがあるのですよね。松戸のところも、1月でしたか、何か不審な人が出たということとその子がしゃべっていたということが報道されていましてよね。ですから、ふだんからの不審者情報というのは重要で、そのところを私らは注意をしていきたいと思っています。私らの責任でもありますから。ですから、そう思って毎回このところはお聞きしたりしているのですけれども。そういうところに関しては、これからも学

校や父兄やいろいろなことを通して、不審者情報みたいなものには注意をしていきたいなと思っているので、そこをまたよろしくお願ひしたいなと思っています。

○倉部教育長 御意見ということで承ります。

ほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 ほかになければ、この件については以上とさせていただきます。

ほかに補足する説明について。

○増田総務課長 私からは、我孫子市と大学との連携について御報告させていただきます。連携協力に関する協定書ということで、事前にお配りしてございますが、市ではこれまで中央学院大学、それから川村学園女子大学、この2校と協定を結び、ボランティアの派遣等について連携を図っております。両大学の学生が、市内のイベントや小中学校、公共施設でのボランティア活動に参加して、地域との深まりを強めております。この両大学に加えまして、29年度に松戸市にある聖徳大学、それから聖徳大学短期大学部とも協定を締結するため、現在、準備を進めております。

協定書の内容の調整を行っている段階ですが、お示ししました協定書の内容は、大学側との調整で表現等が若干変わる可能性もありますけれども、市長部局で連携する内容としては行政課題、それから教育委員会と連携する内容は教育の課題ということで、いずれも包括的なものとして具体的な連携につきましては別途覚書を交わして進めていくということで考えております。

協定書の内容を見ていただきますと、第1条は協定締結の目的です。教育の課題に関して連携協力し、相互の教育の充実と発展に寄与することを目的とするということで、第2条に連携する事項を書いております。教職員の養成及び資質の向上に関すること。それから学校教育活動の支援に関すること。生涯学

習の推進に関すること。その他、教育委員会と大学が必要と認める事項としております。第3条では連携を円滑に行うため、連携調整会議を設置するということになっております。第4条は守秘義務です。第5条は協定の有効期間を3年として自動更新とします。第6条は疑義が生じたときは両方で協議して解決するということを規定しております。

以上のような内容で大学との協議が調い次第、29年度の早い段階で協定の締結をしたいと考えております。説明は以上です。

○倉部教育長 ありがとうございます。

聖徳学園及び短期大学との協定書締結について、何か御意見、または御質問がありましたらお願いいたします。

○豊島委員 いいことだと思います。ぜひやっていただきたいと思うのです。教育委員会として、例えば具体的にこんなようなことができるかなというふうなイメージとしている協力活動みたいなものは、具体的な活動は何かありますか。

○増田総務課長 今現在、協定を締結しています中央学院大学、それから川村学園女子大学とは、大体的な協力といいますか、ボランティアの協力ということで実施しております。イベント等の支援であったり、あとは図書館業務の補助ということです。そういったことで連携はしておりますので、当面はそういったことを聖徳大学ともしていきたいというふうに考えております。先々、これは当然大学との協議になりますけれども、それぞれが抱える課題等の解決に向けた研究であったりという連携に発展すればいいかなというふうに考えております。

○豊島委員 まだこれからなのであれですけども、ただ、具体的に活動して行動していくのは、そう簡単ではないのですよね。ですから、逆に言えばこういうふうな方向、こういうふうなことをやりたいのだけどということを我々の

ほうで、ある程度考えながら持ちかけていくというふうにして、向こうからも何か引っ張り出してくるというような、そのぐらいの気持ちでいかないと、なかなか具体的には深まっていけない可能性もあるので、何をどうしたらいいのかということと一緒に考えさせていただきたいと思います。

○増田総務課長 ありがとうございます。各所管でどういったことができるかということは既に考えておまして、今の段階では先ほど申し上げたような人的な連携ということで考えております。今後、大学側の要望としても、そういった取り組みも具体的な研究とか、地域の課題の解決とか、そういったことに取り組みたいという大学からの意向もございますので、その辺を進めていければというふうに思っております。その際には委員の皆様方からも御意見、提案等いただければ大変ありがたいというふうに考えます。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○倉部教育長 それでは協定に関することについては、以上で打ち切りにさせていただきます。

これより事務報告に対する質疑の時間といたします。質疑があればこれを許します。

○長谷川委員 7ページの指導課をお願いします。4番の「不審者情報」で、先ほどちょっとお話が重なってしまうところがあるのですが、26日の事件対応のときにされていたということで、ふだんもそうなのかなと思うのですが、登下校の見守りパトロールとかをしてくださっているボランティアの方への御連絡は各学校からメールでお願いしているとか、そういうのはありますか。

○羽場少年センター長 基本的に学校のほうに不審者情報があった場合には、状況、事案によっては、その地区で起こったものでも全部の学校に、また、こ

の地区であれば、この地区の学校に流すのですけれども、それ以降につきましては、学校のほうでメール配信であるとか子供に直接指導をするであるとか、状況によっては、その地区の少年指導員の方がその情報を得て活動してくれるとか、そういう形になっております。

○長谷川委員 不審者の対策として、ボランティアさんの目とかも大きな力になるかと思うので、これからもそのようにお願いいたします。

○倉部教育長 要望ということで、よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。事務報告についてはいかがでしょうか。

○豊島委員 指導課の5ページのところです。たまたまきょう、国会中継を見る機会がありまして、見ておりました。支援を必要とする学級あるいは支援学校とかに対しての文部科学省の姿勢が問われておりまして、それに対して前向きな答弁がされていたのですけれども。

例えば2番目の「幼保小連携第2回地区別会議」があったということですが、この就学時の引き継ぎというのが、支援が必要な子とか何とかということに対して力を入れようとしても、親御さんのほうのこともあって、なかなか引き継ぎというのがうまくいかないということがあったりする。小学校のほうにもこの問題が出てくる。私らは今幼保小、それから小中一貫教育ということを考えて一生懸命何とか頑張ろうとして、みんな努力しているのですけれども。この会議の「就学時の引き継ぎについて」という内容のところで、何かこういうことが必要なだけけれどもという懸案事項等がありましたら、ちょっと教えてもらいたいなというふうに思います。

横にいる足立委員に聞いてもいいのかもしれないのですけれども、それはそれとして教えてください。

○大島指導課長 この就学時の引き継ぎですが、これは幼稚園、保育園と小学校との引き継ぎということになるのですが、ここ数年、小学校に上がる幼稚園

児あるいは保育園児が、非常に複数の園から小学校に上がるという現実があります。当然、小学校と園では毎年3月等に引き継ぎをやるのですが、それが非常に多岐にわたり、小学校の担当の先生あるいは管理職が数多くの園に行って引き継ぎをします。そこでかなり膨大な時間かかってしまうということで、もう少しスムーズにこの引き継ぎができないかというようなところで、いろいろ今案を出し合って進めているということになります。この引き継ぎというものは、子供たちがどんな状況で小学校に上がってくるのかというところを小学校がつかむ非常に大きなものだというふうには認識しております。以上です。

○豊島委員 決定的な方法はまだないけれども、そのところはいろいろ模索中というふうに理解していいのですか。

○大島指導課長 そのとおりです。1つは案として、ことしやってみようというのは、今までは小学校の担当が園に行って、行っていたものを、各市内で園を中心に、そこから小学校に行くその小学校の担当が一斉に集まって、それぞれの学校が園に行くのではなく、ある幼稚園でしたら、その幼稚園から進学をする小学校の担当が一斉にそこに集まって引き継ぎ会ができないかどうかというところで、今その準備を進めているところになります。

○豊島委員 工夫の案だと思うのですが、それは小学校の先生方にとってはいいのかなと思うのですが、そうやることで園のほうからの情報が小学校にちゃんと行くという変化はあるのですか。一緒に集まるということだけで、その情報が十分に小学校に伝わるということにはなるのですか。

○大島指導課長 引き継ぎをすること自体については変わりはないのですが、ただ先ほど申し上げたように、小学校が複数の園に行かなければならないという状況が少し緩和されるということで、効果的な引き継ぎができるのではないかというふうに期待はしております。

○豊島委員 進歩だと思います。どっちみち大変なことはわかっています。そ

これはわかった上でのことなのですけれども。やはりそのようにして少しでも機能的にしながら、何とかやっていってもらいたいなと思います。発達支援の児童が、きょうの国会の答弁なんかでは、10人に1人と言っておりました。ですから、膨大な数ですよ。それを幼稚園から小学校に行くときにでも、そうやってチェックをしていくということ、これからも考えていく必要があるのだらうなと思います。大変でしょうけれども、お願いいたします。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。

○蒲田委員 少年センター長に思っているのですが、少し日付的にずれてしまうのですが、来月聞いてもと思いますので。3月14日の卒業式後に市内巡視をされていたと思うのですが、そのときの全市の様子を教えてくださいと思います。

○羽場少年センター長 3月14日、まず昼間、指導課のほうで各小学校に向いて様子を見たりというふうにしておりました。その段階では、特に大きな問題は全くございませんでした。それから夜の段階ですけれども、各指導員の方、大体中学生ですので、夜、打ち上げと称していろいろなところに行くのですが、そういう地区もございましたが、全体的に大きな問題もなく、子供たちがいたところもありましたけれども、問題もなくやっていて帰っていったという状況で、例年いつもよりも少し遅い時間帯で見回っていただいたところもあるのですが、特に大きな問題はなかったという報告が上がっております。

○倉部教育長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

○豊島委員 先ほどもちょっと申し上げた7ページの指導課のところの「不審者情報」ですけれども、結構多いなという印象を今持っているのですが、不審な声かけが3件、布佐、新木、それから我孫子の北口。不審な行為3件とか、露出とか、とんでもない人たちがまだ本当はいるのだなというふうに思っているのですけれども。学校に不審者情報のFAXとか、市内に不審者メールの配

信とか、警察の情報とかということ全体を通して、何かこれらから感じていることがありましたら、お願いします。

○羽場少年センター長 今も御指摘のように、今回全部で8件となっておりますが、1件のところでダブっている件がございますので、実際には7件の報告だったのですけれども、最近この時期になりますと、例年だんだんと変な聞き出しの電話が入ってきます。これは実は入ってはいないのですけれども、年度末、年度初めにかけて、名前を聞いたり、住所を聞いたり、電話番号を聞いたりとか、聞き出しという状況で例年パターンが同じで、女の方がほとんどでして、そのお子さんのところに電話をかけて、大体保護者がいないパターンが多いのですが、「誰々ちゃんの電話番号を教えて」とか、「クラスを教えて」とか「名簿で調べてもらっていいですか」とか、そういうのがこの時期必ずかかってきて、先日もかかってきているのですが、ここには載ってはいないので、そういう傾向がこの時期にはありますので、早目に連絡をしたことで、実はこの間も小学校で事前に連絡したことによって、小学校のほうがそういう指導をして事なきを得たということもございました。そういう年間を通して傾向がございますので、そういうところを含めて指導しておくことが大切だなということは感じます。

それから、先日、トイレを開けられて、のぞかれてという件がございました。そのことに関しまして、トイレの戸締まりがしっかりしていないのではないかとということで、指導員の方にこの間お願いしまして、各公園のトイレを全部見ていただきました。トイレに関しては基本的に特に問題はないことが上がっていますが、ただそれまでに問題があったので、公園課のほうで直していただいているということがございました。

そういう問題がございました場合には、電気も含めて早目に連絡をして直していただいているという形なのですけれども、だんだん明るくはなってきました

ますが、そういう不審というか、これはちょっとよくないなという性的な部分の卑わいな部分があるというか、そういうことがちょこちょこ出ているなという感じがしております。済みません、まとまりません。以上です。

○豊島委員 ありがとうございます。「きずな」なんかで、少年指導員のつぶやきだとかいろいろあって、我孫子はいいなということが書いてあったりして、不審者情報があったり、指導員のところも発生状況についての検討があったりとかいろいろあるわけで、普通に考えたら考えられないことなのですよ。あほらしい、許しがたいという感じがするのですけれども、でもあるので、先ほどとダブってしまいますからやめますけれども、我々も頑張ります。地域の者も頑張りますけれども、ただ我々委員会のほうも、この不審者情報についてきめ細かくやっていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。

○蒲田委員 今センター長が、時期によって犯罪の傾向があるという話をされたので、続けて教えていただきたいと思ったのですが、例年ですと、春になると中1の子たちでチェーンメールが出てきてということがありましたが、このところは、それはおさまってきているのでしょうか。

○羽場少年センター長 今年度の初めもありました。最近またあったのですけれども、どういうわけか、私、去年別の地区にいたのですが、そこで流れた情報と似ているのです。ドッジボール大会が行われるので、その参加者名簿をつくりたいからということで、これは我孫子でもありましたし、浦安でもありました。塾の勧誘なのか何かわからないのですが、今回の情報を聞いていますと、その電話をとったお子さんの名前を知っているのです。疑ってしまうわけですが、多分学校に関係している方なのかなと。女の方で時々電話の向こうで子供の声がしているということもあるので、そういう勧誘目的の商売としてはあれですけれども、そういう傾向があるのかなと。大体小学校5～6年生

宛てにかかってきておりますので、地区というよりも千葉県の中でも多分似ているのだろうなという状況がありますので、この傾向は変わっておりません。

○蒲田委員 ありがとうございます。犯罪とまではいかななくても、子供たちが巻き込まれないようにということで、やはり注意喚起していただくしかないと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

センター長にたびたびなのですが、もともとにお聞きしたかったのは、「きずな」の146号に「自治会への配布をやめます」ということがありまして、理由は書いていなくて、何となく理由はわかるのですが、どうしてだろうと思っておりますので、教えていただきたいと思います。

○羽場少年センター長 実は今年度の初めの段階で、自治会に配る際には当然自治会名簿の提出をお願いする形になるのですが、自治会のほうで、正直なところ配布物がかなりすごくなってきていて、自治会が配る方法としては回覧板という形があるとは思っておりますけれども、例えば回覧板を配る時期は決まっていると思うのですね。よくあるのは回覧板を出した後に配布物が来るというパターンがあると、例えば次のときに間に合う回覧板の内容ならいいのですが、タイムリーではないとずれてしまうということもあります。まずそれがございまして、非常に自治会長さんが困られていることが非常に大きな問題で、できる限りそういう配布物については、ホームページで対応できるものであれば、ホームページで対応してほしいということが以前からございました。あとはプラス当然発行するためには予算もかかってきますので、そういうことも含めて複合的にホームページで対応という、もちろんホームページを見られないという状況もあるのですが、各会館であるとかセンターとか、そういうところにも置いてございますので、そこで見ていただくなり何なりという形でするしかないかなと思うのですけれども。ただ、学校に関係している保護者、つまり子供たちがいるところは学校経由で、これに関しましては継続して配布さ

れることとなりますので、お子さんがいらっしゃらない方につきましては、ホームページを見ていただくとか、そういう施設のほうに行っていただいで見ていただくとか、そういう形になるのですが、それらの理由からこういう流れになりました。

○蒲田委員 ということは、子供たちには「きずな」は配っていくということなのですね。

○羽場少年センター長 はい。

○蒲田委員 ありがとうございます。

○羽場少年センター長 学校には原稿を配布しまして、学校のほうでそれを印刷していただいて、各家庭のほうに配っていただくという形になりますので、それは大丈夫です。

○倉部教育長 ほかに。

○豊島委員 今、そのお話が出たので、「きずな」の146号に関して、私もちょっと思っていることがあります。何でもホームページ、ホームページと来るのですけれども、今ホームページをパソコン上で見られる人というのはどのくらいの割合なのでしょう。私は昭和22年生まれ、団塊の世代です。たまたま勤務もあるものですから、ホームページでも何でも私はやります。やりませけれども、今私の住んでいる地区なんかも、小学生がいるという家というのは300件ぐらいのうちの何件でしょうか。

つまり、こういうペーパーはどのくらい配られるか。ホームページで見ればいいと言ったって、見られるかということなのですよ。これを回覧板で回していました。回覧板で回したときには、私は後ろのほうなので、スタートしてから大体3週間ぐらいかかっています。ですから、発行の日にちから比べると全然違います。それでも、これを目を見て「おっ」と思うのと、インターネットも見られない、それから配られてもこない。つつじ荘かなんかに行ってみれば

ばいいのではないか。でもそれというのはどうかなと思うのですね。

長くなって申しわけないのですが、もう1つは、年配の者にとって、このペーパーに書かれている情報は多過ぎます。これを回覧板で、私は帰ったら玄関のところでじーっとこれを読むのです。小学、中学校のものも入ってきますから、これを読むのです。立って読むのに20分ぐらいかかっています。私は仕事だから読みますけれども、普通そんなのは読まないですよ。回覧板で細かいのが入ってきたって。

回覧板で回すためには、もう少し文字を大きくして、項目をもう少しわかりやすくしてやっていく。これは何ポイントぐらいでしょうか。12ポイントぐらいでしょうか。これをつぶさに読んでくれといたって、それは無理なんだと、そう思いませんか。それを配るのだったらお金がかかるかもしれないけれども、大事なことを配るのだったら配る。そのかわり、ぱっと見てぱっとわかるというふうにしていかないと見えません。ホームページは見られません。そういうことも考える必要があるのだと思うのですけれどもね。おまえも教育委員なのだから、おまえも考えろと。考えます。考えますけれども、そんなふうにならぬと今思っているということを正直に申し上げたのです。何かありましたら願います。

○羽場少年センター長 今御指摘のように、文字の大きさ等におきましては、後半少し大き目にはしたのですけれども、今後もそれにつきましてはちょっと改善していきたいと思えます。貴重な御意見、ありがとうございます。

○倉部教育長 今の御質問の中で2点あったと思うのですね。ホームページの有効性と、それから回覧等でやる場合についての文字数の工夫で、今御回答いただいたのは文字数の工夫等の、もし回覧でやる場合はという御回答かと思えます。

ホームページの方については、豊島委員、この中では回答ができないと思

ますし、情報を発信したい側の思いと情報の受け取る側、それから配布する側の思いが、正直言って今すれ違っているのだらうと思います。つくる側としては、これは教育委員会だけの話ではなくて市全体の課題として、残念ながら自治会のほうでは、それほど多くのものは配れないという中での、1つの「きずな」という回答だけだと思いますので、その辺については教育委員会だけではなしに市の情報の流し方等も含めて、今後検討させていただきたいなというところで現状の中ではよろしいでしょうか。

○豊島委員 ありがとうございます。そうしていただきたいと思ひますし、本当にわかりやすい形でいかないと効果的ではないということがあるのでね。ありがとうございました。

○蒲田委員 よろしいですか。続けて、申しわけないのですが、この「きずな」自体は、もともとはこの倍の紙を使ってつくっておきまして、内容も多かったのですが、いろいろな事情があつて、この半分の中に少年指導員の広報担当の方が本当に一生懸命つくつてくださっているということは御理解いただきたいと思ひます。

また、配布に関しては自治会を使つていますが、例えば久寺家中区でいいますと、一番自治会が多いのです。五十幾つも自治会がありまして、そこに配布をするに当たっては、本当に私たち少年指導員がそれぞれの自治会に持つていくというのもとても大変でして、例えば湖北台でしたら13自治会ぐらいいかないので簡単ですが、それが簡単ではないというところを本当に必死になつて、ただ私たちもだんだんなれてきて、中学校の協力があるので、中学校で配れるところはできましたけれども、今言つたように時期がずれてしまうものに関しては、100部とかあるものを、この日までに持つていかなければいけない、必死になつてそれぞれ届けてやつてきています。ただ、その中でも限界があつてということもありますし、内容を伝えたい気持ちと削ればいとい

う単純なことではないので、その中で一生懸命少年指導員の担当の方々がしているということは本当に御理解いただきたいなと思います。

これからもホームページも含めて一生懸命つくっていったさるので、私たちがどうやったらよりわかりやすく伝わるのだろうか、あるいは読んでもらえるのかということもありますけれども、字が小さいからというだけでは、不審者情報がこれだけあるものをどうすればいいのと。2枚になっていいのということがありますので、本当にそこは一生懸命その場でしている人たちに寄り添いながら提案をしていきたいなと思っています。

○倉部教育長 暫時休憩します。

午後3時15分休憩

午後3時19分再開

○倉部教育長 それでは再開いたします。

ほかにいかがでしょうか。

○蒲田委員 18ページの図書館の最後のところで、久寺家ステーションで「おはなしタイム」を5分間、外で恐らくされたのではないのかなと思うのですが、私は教育委員として短いので、こうやって外でしているものというのを書類で見たのは初めてでしたので、どんな形でどのくらいの年齢の方が参加しているのか教えていただきたいと思います。

○今井図書館長 済みません、確認ですけれども、「そよかぜおはなしタイム」ですか。

○蒲田委員 18ページの一番下です。「そよかぜおはなしタイム」です。

○今井図書館長 「そよかぜおはなしタイム」についてですね。移動図書館で実施しているのですが、お子さんにつきましては、昼間時間ですので、まだ就学前のお子さんであったりとか、中には学校帰り、小学校が終わった後に公園

に遊びにこられて、その中で一緒にお話を聞く。特に年齢は特定しておりません。ですから、ステーションに行ったときに集まっているお子さんたちにお声がけをさせていただいて、その上で興味のある子たちが、ブルーシートを敷いた上で車座の中で「おはなし会」をするような、そういったシステムになっています。そこに保護者の方が一緒に加わる場合もありますし、お子さんだけでステーションに遊びにこられていれば、お子さんだけで参加というのもございますので、それで内訳がいろいろという形になってございます。

○蒲田委員 これは天気を見ながら、毎月しているようなものなのでしょうか。

○今井図書館長 そのとおりです。移動図書館ですので、移動図書館車と一緒に動くような形になります。天気が悪ければ移動図書館も中止ということですので、おはなし会についても中止をしています。

○蒲田委員 ということは、久寺家地区には図書館がないので、特に久寺家ステーションでしているという意味があるのでしょうか。

久寺家ステーションのみが載っていたものですから、久寺家地区には図書館がないので、それで久寺家地区を選んでこういう活動をしているのでしょうか。

○今井図書館長 固定館まで遠い地域に対して移動図書館ステーションを設けております。その中でお子様がいらっしゃるような場所について、そよかぜおはなしタイムを、市民ボランティアさんたちの力をかりて実施しているところでございます。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。

○豊島委員 11ページの教育研究所の相談の概要という緻密なデータのあるところなのですが、毎回毎回本当にこれを拝見しながら、この後ろにある努力を思っているのです。その中で先ほどもおっしゃっていたように、1のaの一番下の「要経過観察」というところは、4月まではこのままでいきますよということでした。その上でなのですからけれども、毎回お伺いすることなの

ですが、1のaの③、④、ここのところの数字がやっぱりどうしても多くて、「子どもの性格や行動に関する事」、「子どもの学習の遅れに関する事」ということなのですけれども、「子どもの学習の遅れに関する事」というのが二十数件あるのですが、これを小中一貫教育で何とかしていきたいなという気持ちがあるのですが、毎回伺っていることです。ただ、これは小中一貫教育のような形で、この「子どもの学習の遅れに関する事」というのは解消できない、そういうふうな要素みたいなものもあるのだよということですか。

○水戸教育研究所長 ケースによってさまざまだとは思いますが、全体としてこれを見たときに、やはり親御さんが教育研究所に連絡、相談を持ちかけるきっかけとして、我が子の学習についての心配というのは恐らく親御さんが気づきやすいというか、親御さんも関心を持って見ているから余計に目に映るところは間違いなく言えると思います。ただ、残念ながら現実、うちに「子どもの学習の遅れに関する事」で相談が始まる方々について言えば、例えばお子さんが、学習習慣が身につくことで解消していくという事案よりはどちらかというと、発達の偏りがあるがために理解に困難があるですとか、要すにおうちの方や学校の先生方が、ちょっと配慮して勉強を教えてあげる必要がある。そういうお子さんのほうが、どちらかというと多いのではないかといいふうな、これは印象という形でしか申し上げられないのですが、感じています。ですから、小中一貫が充実することで、ここが解消していくかということ、それはまた違うことなのだというふうに感じております。

○豊島委員 ありがとうございます。どうしたらいいのだろうと、一生懸命考えるのですけれども。きょう国会議論の中でも、こういう発達障害と云ったら失礼ですけれども、支援が必要な児童に対しての個別の指導計画を義務づけるという方向なのですよね。一人一人の発達障害の児童に対して、それぞれ個別

に指導計画をつくる。それを義務づける方向ですよ。ですから、そういうふうなことによって子供の学習の遅れということのカバーしていくことをせざるを得ないのか。通級なのでしょうけれども、特別支援学校のほうへということとの兼ね合いまで入れるところもあるのだろうか。研究所がどのぐらい努力していることはよくわかっています。その上でなのですから、さらにこれをどうしていったらいいかという、その道筋みたいなものもある程度立ておかないと、この先どんどん世の中は進んでいきますから、我々も対応しないといけないと思うのですよね。その辺のことをちょっとお伺いしたいなと思います。

○水戸教育研究所長 委員のおっしゃるとおりだと思います。私どものほうでは発達検査なども希望するお子さんにはとっているのですが、そういった検査の結果を見ましても、例えば話し言葉で説明をされるよりも、手順が書いてある黒板ですとか、メモですとか、そういった視覚的な情報からのほうが理解が進みやすい子供さんもいれば、逆に耳から入ったことで理解しやすい、定着しやすい、そういうお子さんもいます。少なくとも言えることは、これまでよりも、よりアンバランスと申しますか、幅のある子供たちが学校の教室の中にいるのだということ、これは間違いないと思います。ですから、その中で担任の先生の学習指導も、これまでと同じではなくてもう少し、こういう子にはこういう配慮があり、こういう子はこういう配慮があるという幅が必要になってくるだろうと。ですから、特別支援学級の担任の先生と限らず通常学級の担任の先生方の中でも、そういった引き出しをふやすというか、指導の手立てをふやしていくというか、そういった研修が必要なのではないかなというふうに感じております。

研究所としても、今後そういった方向での研修も進めていきたいと考えているところですし、各学校のリーダーシップをとる先生方、特別支援教育コーデ

ィネーターの先生方にも常々お願いをしているところでございます。

○豊島委員 ありがとうございます。本当に小中一貫だけでこれを何とかできるというものではないけれども、これを何とか解決していきたいと思う。通級の支援が必要な指導教員の定数というのを何とかふやそうという、定数化していこうという、そういう動きでもあるし、教員の働き過ぎということに対して今堂々と国で議論をされている状況でもありますよね。ですから、我々はそういうことをにらみながら、教員には支援が必要であれば必要な、その分にも力が十分注げるような教員の働き方というのは模索していく。部活動は部活動でまた別という形にしていくような方向にやっついていかないと、なかなか解決できないなと思っているので、研究所のほうでこういうことが必要だ、こうなっているんだ、今世の中はこうだというようなことをどんどん発信していただいて、私らもサポートしていきたいなと思っているのですね。

○倉部教育長 まさしく同じことをずっと皆さん考えていて、今まで必ずしもスポットライトを浴びていない子供たちにも、極力我孫子市の教育委員会としては、そういう子たちに手を差し伸べていきたいという思いがありますので、ぜひ一緒になって、その子たちにとってどのような支援が必要か。また、先ほどおっしゃられたように普通学級にもいるという前提のもとで、どういふふうにしたらいいかというような対策をとっていく必要があるかと思っております。ぜひその辺、教育委員会としても強力に進めていきたいなと思っております。一緒になってできればいいなと思っております。よろしく申し上げます。

事務報告について、まだありますでしょうか。

○豊島委員 1つだけ。文化・スポーツ課のところでは。

15ページの下のところから16ページの上にかけてですけれども、「白樺サロンのひととき「旅」」とか考えた題をつけたり、16ページの一番上のところも「武者小路実篤「白樺を出すまで」」とか、本当にさまざまな工夫をし

ながら文学活動をやっていたら、敬意を表したいと思うのですよね。これからもぜひやっていていただきたいし、今までやってみて、年度が終わるのですけれども、やれた部分やれない部分というのがあると思うのですね。その辺のところでは思っていることがあったら教えてください。

○鈴木文化・スポーツ課長 お答えします。この「白樺サロンのひととき」と「朗読のひととき」というのは、白樺文学館の普及活動の1つとして毎月1回ずつ開催しております。こういったささやかなイベントなのですが、継続して実施していくのが大切なのかなと考えておりますし、このピアノと朗読を一緒に行うイベントも開催しているところです。地道に継続をして開催していきたいと思っております。

○豊島委員 地道に継続して、それしかないと思いますけれども、何とか、えっというアイデアも出しながら頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○倉部教育長 よろしいでしょうか。ほかに事務報告はよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 それでは、事務報告についてないものと認めます。事務報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、事務進行予定について質疑があればこれを許します。いかがでしょうか。

○長谷川委員 進んでしまっていて17ページ、文化・スポーツ課なのですけれども。2番目の「ボールゲームフェスタ2017 in あびこ」、日にちが4月30日とちょっと早いのですが、新学期が始まってどのように子供たちに募集とかPRをしていくのか教えてください。

○小林文化・スポーツ課主幹 お答えいたします。実は28年度も行いまして、人集めの点でかなり苦労しました。そのときに感じたことは、日本トップリー

グ連携機構のほうと共催なのですが、日本トップリーグ連携機構のほうチラシを配ってくれと。全校の生徒に個人個人チラシが行くようにチラシを配ってくれということのみなのですね。ただ、やはり去年子供たちにチラシを配っても、なかなか反応がないということで、今年度はまた学校のほうとも連携をして、保護者の方たちにいかにPRできるかということであまく連携して、保護者のほうにPRをするということと、あとはどうやったら今の若い方たち、ITとかデジタルのほうをすごく見ていると思いますので、それをうまくいけるかということは今考えてやっていこうというところです。

○長谷川委員 私も去年、時間の都合で午前中だけ見せていただいたのですが、ふだんお忙しい親御さんがお子さんと触れ合う時間がとても楽しかったですので、ぜひうまくPRをして広報してください。よろしくお願いします。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。

○豊島委員 1つだけ。10ページの教育研究所の7番の「第1回特別支援教育コーディネーター連絡会」のところですか。支援教育のポイントの1つがコーディネーターの機能だよというふうなことはあると思うのですよね。そこにありますように内容が4つあります。もっともっとコーディネーターの方が学校だけではなくて、もちろん地域との関係もあるのですけれども、さらに地域への発信というか、つなぐような、「スーパーバイザー及び研究所アドバイザー事業の説明」云々とあつたりするのですけれども、今まで以上に特別支援教育コーディネーターの力というのを発揮してもらって、地域に住んでいる我々もどんどん巻き込んでいってもらいたいなというふうな思いがあります。地域の支援というのを今最も重要に、一貫教育がうまくいくかどうかというのは、そこにポイントがあると思うのですよね。ですからそのためにも、ちょっとこれとは違うのですけれども、コーディネーターはもう少し力を持ってどんどんやってもらいたいな、そういうふうな話し合いもちょっとしてもらえればなと思

っているものですから申し上げました。いかがでしょうか。

○水戸教育研究所長 ありがとうございます。恐らく、この特別支援教育コーディネーターさんが直接地域へ働きかける、何かを呼びかけるということではなくて、学校の管理職を通じて地域のボランティアを求めるとか、そういった流れになってこようかと思えます。ただ、子供のプライバシーにもかかわることなので、かなり慎重に進めなければいけないという側面もあります。これはコーディネーターさんとあわせて、校長先生、教頭先生方の御理解を得ていきたいというふうに思うところですが、このコーディネーターの連絡会については、各校のコーディネーターの間にも経験の差ですとか、持っている資格の差ですとかさまざまあります。また、各校での悩みを自分の中だけで持ってしまう状況もあります。それが各校から一堂にここで会することで必ず情報交換の場を設けているのですけれども、うちの学校でこんな教具を取り入れてみたらとてもよかったですとか、指導法、教具、さまざまな情報交換をする場も持っておりまして、今の段階ではそういった情報交換は非常に有益だなというふうに感じているところです。そういった情報交換の中で、さらに地域の力をこんなふうにかかりてみてはどうだろうだとか、さまざまに広がっていくことを期待したいなと思えます。

○豊島委員 余り時間がないところ済みません。普通の教育、そちら側のほうのコーディネーターと、この支援のほうのコーディネーターと混同しているわけではないのですけれども。支援のほうを学校だけで何とかしていくというのは、なかなかつらいところがあるように思っていて、先ほど一番最初に言った幼保小との関連のところもそうなのですけれども、支援が必要な子も1つの個性なのだというふうに、そこまで言えるかどうかあれですけれども、そうなのですよね。ですから、そういうことも含めて、もう少し開かれた方向へと持っていくことも必要なのかなと常々思っているものですから、そんなことをちょ

っと申し上げたのですけれども、おっしゃることはそのとおりにわかります。ありがとうございます。

○倉部教育長 御意見ということでよろしいですか。ほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 それでは、質疑がないものと認めます。事務進行予定に対する質疑を打ち切ります。

次に、教育事業全般について質疑、または御意見があれば。

○長谷川委員 教育研究所さんからいただいている所報のプリントありがとうございます。大塚にある特別支援学校の視察にも同行させていただきまして、ありがとうございました。とても勉強になりました。このプリントの後ろの下のほうに、「聞こえ方、見え方について気になる児童生徒がいる場合」と書かれています。「聞こえ方、見え方について気になる」にたどり着けないでいるお子さんも結構いらっしゃるかと思うのですけれども、前に保護者の方から御相談を受けたのですが、お子さんの学習が進まないことに、何らかの発達障害があるのではないかと気にされていて、学校の先生とも個別に相談はされたそうです。お子さんの行動とか受け答え、あと、クラスのほかの生徒とのコミュニケーションなどに問題は感じなかったもので、そのときは気にとめて見ていきましょうという形で終わってしまい、そのまま数年たってしまったそうです。あるきっかけで保護者の方が、その子の見え方についてちょっと気になるということで、専門の方に見ていただいたそうです。そうしましたら、その子は遠視だったという診断をいただいたそうなのです。お子さんは生まれてからずっと自分の見え方、聞こえ方で成長されていますので、ほかの人とどう違うのかというのは、なかなか気がつかないと思うのです。あと、保護者の方とか周りの方、先生方も外見でわかることではないので、なかなかその部分でも気が

つきにくいのかもかもしれません。まず、この「聞こえ方、見え方について気になる児童生徒」、ここまで導くための何かそういうことが必要だと思いますので、その点何かありましたらお願いします。

○水戸教育研究所長 大塚のほうでは本当にありがとうございました。たくさん委員の方々にお越しいただきました。

ただいまの聞こえ方、見え方につきましては、同じようなケースが過去にも実はありまして、片方の耳は全然聞こえなかったのだけれども、片方は聞こえるものですからコミュニケーションはできてしまって、周りの方がどなたも気づかれないまま大きくなってしまって、大きくなってから気がついたというふうなこともあったそうです。やはり最初に学校の教員が気づいてあげてほしい、そういう存在でありたいという思いから、研究所では千葉盲学校、千葉聾学校とタイアップしまして、先生方を講師としてお呼びして、毎年夏にこの聞こえ方、見え方の研修会をしております。

補聴器の使い方ですとか、補聴器を通すとどんな音に聞こえるのか。そうすると私たちが思っているようなほどクリアな音ではなくて、想像以上に聞こえづらいですとか、そんなことを先生方に実際に体験してもらいながら、こんなことに注意しながら子供たちに接してあげてくださいという非常に実践的なことを御指導いただいております。そういった研修を毎年夏にやっております、最近では、先ほどお話が出ました特別支援教育コーディネーターの先生以外にも若い担任の先生方が、ちょっとうちのクラスで気になる子がいるからということで参加をくださっております。

また、学校コーディネーターさんが学校を超えてコーディネーター同士のネットワークもかなり充実をしてくいております。やはり最後は人の目、人の手で気づいてあげることなのですから、そういう意味では研修を受けた先生方が非常に多くなってきておりますので、研究所としましては、まずそう

いった研修をとにかく毎年着実に続けていくということ、それからもし学校のほうから、こんな子がいるのだけれどもというふうな情報が入ったら、すぐに千葉盲学校や千葉聾学校の先生方につないで、別に転校するとかではなくて、現場の先生方として何ができるのかとか、または保護者の方にどんな支援をしていただきたいとか、かなり密度の濃い連携をさせていただいておりますので、今後もこうした連携、それから研修会の充実を図っていきたいというふうに思っております。

○長谷川委員 ありがとうございます。そのようにお願いします。あと、保護者の方にも気づきのきっかけを、何かプリントですとか、そういうもので教えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○倉部教育長 ほかに教育事業全般で。

○豊島委員 我孫子市教職員の研究論文を拝見しました。第40号なのですけれども、立派ですよ。本当に働きながら出してくれている、17名でしたか、その方々の努力をたたえたいと思います。これは各学校に1部ずつでしたか。

○水戸教育研究所長 各学校には4部ずつ、それと別に応募くださった先生方にも1部ずつ配付しております。

○豊島委員 できれば教員1人に1冊ずつと、本当は言いたいものだけれども。この全文は、それこそウェブ上に載せているのですか。

○倉部教育長 水戸所長、いかがですか。

○水戸教育研究所長 ウェブには載せておりません。非常にいい実践ではあるのですけれども、募集する当初からそういった前提での募集でありませんし、広くそういった形で公開するということにつきましては、もう少しさまざまな方面と方向性を協議していきたいというふうに考えております。ちなみに掲載している写真も、応募されたものは非常にクリアで、子供たちの表情もはっきり映っているのですが、いろいろな方々の目に触れるということで、私ども

のほうで解像度を落としたというふうな残念なこともしているのが実情でございます。以上です。

○豊島委員 写真はそうになっていますね。それこそこれは市民全員が見るということではなくてもいいと思うのですけれども、最優秀の方だけでも、あるいは優良賞だけでもいいのですけれども、これはどの教員も見られるようにウェブ上に載せていく。今はそんなに重くなく載せられますのでね。それから、今はそういう傾向にあるのです。世の中の流れが、書いたものはペーパーではなくてウェブ上で見られるように、最初に応募要領のところに、これをウェブ上で流しますよという、そういうことを承知しておいてくださいねという1項を添えておけばいいわけなのですよね。そのようにして関心のある人は中身を見る。学校に4部あるのだから見られるのでしょけれども、そうやってみんながみんな見られるようにしてあげたいなというふうには思いますけれどもね。これは非常にいいと思います。ありがとうございます。

○倉部教育長 豊島委員の思いは、多分先生たちが見られるように、それ以外の方というよりもというところの提案だと思いますので、その辺の工夫ができるかどうかちょっと研究しておいていただけますか。

ほかにいかがでしょうか。教育全般はよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 質疑がないものと認めます。以上で諸報告に対する質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 日程第4、これより人事案件について審査いたします。関係者以外の御退席をお願いします。

(関係説明員以外退席)

○倉部教育長 これより議案について審査いたしますが、秘密会とされた議案の議事内容については、その秘密性が継続している間、秘密を漏らしてはならないこととされています。秘密を漏らすことは、教育長については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第1項、委員については、同法第12条第1項の規定に、また事務局職員については、地方公務員法第34条第1項の規定に違反することとなりますので、念のために申し上げます。

議案第6号

○倉部教育長 議案第6号、我孫子市教育委員会人事異動について、事務局から説明をお願いします。

○小島教育総務部長 それでは議案第6号、我孫子市教育委員会人事異動について御説明いたします。

提案理由としましては、我孫子市教育委員会行政組織規則第4条第9号の規定に基づきまして、平成29年4月1日付で人事異動を行うため、提案をするものです。

29年度の人事異動について、3ページをまずごらんいただければと思います。平成29年度の人事異動方針がございました。大きくは1、2、3、4、5とありますが、2番目で平成29年度末の部長職等の大量退職に対応するため、若年層の早期登用、また管理職への女性登用も積極的に行っております。

3番目で、やはり29年度末の部長職等の大量退職に伴っての平成30年4月1日異動を視野に入れまして、昇任、昇格を除く配置がえについては最小限にすることとしております。ですから、今年度4月1日付の配置がえについては79名という異動で小規模なものとなっております。

それでは1ページになります。人事異動の表です。課長相当職以上での御説明になりますが、まずは教育総務部です。教育総務部増田次長につきましては、

議会事務局長として昇任して出向をいたします。総務課の課長には国保年金課長の山田和夫がこれにかわるものです。学校教育課課長については、現指導課長の大島が学校教育課長。指導課長につきましては、少年センター長をしております羽場秀樹が昇格となります。教育研究所の所長については土山勇人、東葛飾教育事務所に今出向しておりますが、土山が所長として就任をします。生涯学習部吉成次長につきましては、監査委員事務局長として昇任して外に出られます。そのかわりとして現企画課長の木下が部次長に昇格をしてみたいです。鳥の博物館長が定年退職ですので、その後任として手賀沼課主幹の鈴木順一。図書館の館長としましては、総務課の主幹であります桜井が図書館長としてこちらに異動してきます。

2 ページ目についてですが、市教委からの転出者ということで、現学校教育課長の吉川が我孫子第四小学校の校長として出ます。教育研究所長水戸については、習志野市立鷺沼小学校長として昇任をするという形で出るということになっております。

概略としては以上になります。よろしくお願ひします。

○倉部教育長 以上で説明が終わりました。

議案第6号について質疑があればこれを許します。——よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 質疑がないものと認めます。質疑を打ち切ります。

議案第6号、我孫子市教育委員会人事異動について、原案に賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第6号は可決されました。

○倉部教育長 以上で平成29年第3回定例教育委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

午後3時53分閉会